法律第百三十六号）第二条第七項に規定する専用バスターミナルをいう。以下同じ。）に係るもの			
ロ　法第二条第六号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものに限る。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）		
ハ　法第二条第六号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものを除く。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長		
ニ　法第二条第六号ホに掲げる施設に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方航空局長		
二　法第九条第三項の規定による命令	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長	イ　法第二条第六号ハに掲げる施設のうち専用バスターミナルに係るもの	
		ロ　乗合バス車両、貸切バス車両又は福祉タクシー車両（公共交通移動等円滑化基準省令第二条第一項第十四号に規定する福祉タクシー車両をいう。以下同じ。）に係るもの	当該乗合バス車両、貸切バス車両又は福祉タクシー車両の使用の本拠を管轄する地方運輸局長

法律第百三十六号）第二条第七項に規定する専用バスターミナルをいう。以下同じ。）に係るもの			
ロ　法第二条第五号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものに限る。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）		
ハ　法第二条第五号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものを除く。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長		
ニ　法第二条第五号ホに掲げる施設に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方航空局長		
二　法第九条第三項の規定による命令	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長	イ　法第二条第五号ハに掲げる施設のうち専用バスターミナルに係るもの	
		ロ　乗合バス車両（公共交通移動等円滑化基準省令第一条第一項第十三号に規定する乗合バス車両をいう。以下同じ。）、貸切バス車両（公共交通移動等円滑化基準省令第一条第一項第十三号の二に規定する貸切バス車両をいう。以下同じ。）又は福祉タクシー車両（公共交通移動等円滑化基準省令第一条第一項第十四号に規定する福祉タクシー車両をいう。以下同じ。）に係るもの	当該乗合バス車両、貸切バス車両又は福祉タクシー車両の使用の本拠を管轄する地方運輸局長